

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章－第7章（略）</p> <p>第8条 罰則（第39条－第<u>43</u>条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再使用並びに再生利用及びこれを目的とした市民の自主的な活動の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当</p>	<p>目次</p> <p>第1章－第7章（略）</p> <p>第8条 罰則（第39条－第<u>42</u>条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進等による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔に保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当</p>

該各号に定めるところによる。

(1)－(3) (略)

(4) 集団回収 地域活動協議会その他の団体が、その活動に協力する者から排出される専ら再生利用の目的となる廃棄物を収集することをいう。

(5) コミュニティ回収等 集団回収のうち、地域活動協議会その他の地域の団体が、その活動区域に居住し、又はその活動に協力する市民から排出される家庭系廃棄物（法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に定める資源ごみ又は古紙・衣類に限る。）を収集すること（当該団体が市規則で定めるところにより市長に届け出て行うものに限る。）をいう。

第2章 廃棄物の減量推進

（本市が行う減量推進）

第6条 (略)

2 本市は、一般廃棄物の収集を行うに際して再生利用を目的とした分別収集を行うとともに、コミュニティ回収等を促進すること等により、廃棄物を減量しなければならない。

該各号に定めるところによる。

(1)－(3) (略)

(新設)

(新設)

第2章 廃棄物の減量推進

（本市が行う減量推進）

第6条 (略)

2 本市は、一般廃棄物の収集を行うに際して、再生利用を目的とした分別収集を行うことにより、廃棄物を減量しなければならない。

(市民が行う減量推進)

第8条 市民は、再使用又は再生利用の可能な物の分別等を行うとともに、コミュニティ回収等その他の廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 (略)

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、市規則で定めるところにより、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(本市が行う一般廃棄物の処理)

第15条 (略)

(収集、運搬又は保管の禁止等)

第15条の2 本市及び本市が古紙・衣類(家庭系廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定める古紙・衣類をいう。以下同じ。)の収集又は

(市民が行う減量推進)

第8条 市民は、再使用又は再生利用の可能な物の分別等を行うとともに、集団回収等の廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 (略)

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めたときは、市規則で定めるところにより、これを告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

(本市が行う一般廃棄物の処理)

第15条 (略)

(新設)

運搬を委託した者以外のものは、一般廃棄物処理計画に定めるところにより収集される古紙・衣類（集団回収により収集されるものを除く。）を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならない。

2 コミュニティ回収等を実施する団体から古紙・衣類を譲り受ける契約を締結した者以外のものは、当該団体が古紙・衣類を収集する場所として市長に届け出た場所に持ち出された古紙・衣類を収集し、運搬し、若しくは保管し、又はそれらの行為をさせてはならない。

（禁止行為に対する指導等）

第15条の3 市長は、前条各項の規定に違反しているものに対し、同条各項の規定により禁止される行為（以下「禁止行為」という。）の中止その他必要な措置（以下「中止等の措置」という。）を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、前条各項の規定に違反しているものに質問させることができる。

3 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、前条各項の規定に違反しているものから請求があったときは、これを提示しなければならない。

（新設）

4 市長は、第1項の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けたものがその指導に従わないときは、その指導を受けたものに対し、禁止行為の中止等の措置を講ずるよう勧告することができる。

5 前項の規定による勧告は、市規則で定める事項を記載した勧告書を第1項の規定による指導を受けたものに交付して行うものとする。

6 市長は、第4項の規定による勧告をしたにもかかわらず、その勧告を受けたものがその勧告に従わないときは、その勧告を受けたものに対し、禁止行為の中止等の措置を命ずることができる。

7 前項の規定による命令は、市規則で定める事項を記載した命令書を第4項の規定による勧告を受けたものに交付して行うものとする。

(公表)

第15条の4 市長は、前条第6項の規定による命令を受けたものが正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨、命令の内容及び命令を受けたものの氏名又は名称その他命令に違反したものを特定するために必要な事項を公表することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場

(新設)

合について準用する。

(古紙・衣類の譲受けの禁止)

第 15 条の 5 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（古紙又は古繊維に限る。）の処分を業として行うものは、第 15 条の 2 各項の規定に違反しているものから古紙・衣類の占有を取得する行為（以下「古紙・衣類の譲受け」という。）を行ってはならない。 (新設)

(古紙・衣類の譲受けに対する指導等)

第 15 条の 6 市長は、前条の規定に違反しているものに対し、古紙・衣類の譲受けを行わないよう指導することができる。 (新設)

2 第 15 条の 3 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による指導を行う場合について準用する。

3 市長は、第 1 項の規定による指導をしたにもかかわらず、その指導を受けたものがその指導に従わないときは、その指導を受けたものに対し、古紙・衣類の譲受けを行わないよう勧告することができる。

4 第 15 条の 3 第 5 項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(公表)

第 15 条の 7 市長は、前条第 3 項の規定による勧告を受けたものが正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨、勧告の内容及び勧告を受けたものの氏名又は名称その他勧告を受けたものを特定するために必要な事項を公表することができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(産業廃棄物の保管の届出)

第 23 条の 2 の 2 (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。

(1) - (5) (略)

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「特別措置法」という。）

第 8 条第 1 項（同法第 15 条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(報告の徴収)

(新設)

(産業廃棄物の保管の届出)

第 23 条の 2 の 2 (略)

2 (略)

3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する保管については、適用しない。

(1) - (5) (略)

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項（同法第 15 条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

(報告の徴収)

第 35 条 (略)

(特別措置法に基づく報告の徴収に応じなかった者等の公表)

第 35 条の 2 市長は、特別措置法第 24 条（特別措置法第 19 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告を求められた者が報告の要求に応じず、又は虚偽の報告をしたときは、その旨及び当該報告を求められた者の氏名又は名称を公表することができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場合について準用する。

(立入検査)

第 36 条 (略)

(特別措置法に基づく立入検査等を拒んだ者等の公表)

第 36 条の 2 市長は、特別措置法第 25 条（特別措置法第 19 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査等を受けた者が、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したときは、その旨及び当該立入検査等を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。

第 35 条 (略)

(新設)

(立入検査)

第 36 条 (略)

(新設)

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表をしようとする場
合について準用する。

第 42 条 (略)

第 43 条 第 15 条の 3 第 6 項の規定による命令に違反したものは、
50,000 円以下の過料に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業
者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、
その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の過料を
科する。

第 42 条 (略)

(新設)